

介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

- 所在地 〒187-0041 東京都小平市美園町3丁目12番1号
- 名称 小平市地域包括支援センター多摩済生ケアセンター 介護保険事業者番号<<1304300039>>
- 管理者 社会福祉士・介護支援専門員 伊藤 高行
- 電話 042-349-2123 ■fax 042-342-1535
- 喜平橋出張所 小平市上水南町2丁目23番20号 ■電話 042(359)2831
- サービス提供区域 小平市中央東園域 (美園町1~3丁目、大沼町1~7丁目、仲町、学園東町2~3丁目、学園東町、喜平町1~3丁目、上水南町1~4丁目)
- 営業時間帯 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
喜平橋出張所は、午前9時から午後5時まで
休日＝土、日曜、国民の休日、年末年始(12月30日～1月3日)
緊急時の連絡先・電話番号・・・080(3364)4329

■職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	計	
管理者	下記のいずれかを兼ねる	再掲(1名)		再掲(1名)	全員地域包括支援センター業務を兼ねています。
介護予防 ケアマネジメント担当職員	主任介護支援専門員	1名以上		1名以上	
	介護支援専門員	3名以上		3名以上	
	社会福祉士	1名以上		1名以上	
	看護師、保健師	1名以上		1名以上	

■指定介護予防ケアマネジメントの申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①介護予防ケアプラン作成についての利用申し込み ②介護予防ケアプラン作成及び交付
③介護予防サービス事業所等との調整 ④介護予防サービス事業所によるサービス提供
⑤介護予防ケアプランの実施状況の把握 ⑥介護予防ケアプランにおいて設定した目標についての評価

■利用料金

- (1)利用料 要支援認定又は事業対象認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので基本的には自己負担はありません。 ※保険料の滞納等によりいったんお支払いいただく場合がありますが、諸手続きにより償還払いを受けられます。
- (2)解約料 利用者は文書で申し出る事によりいつでも利用を解約する事ができ、一切料金は掛かりません。

■サービスの

利用方法

- (1)サービスの利用開始 電話等でお申し込みください。センターの職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供が開始されます。
- (2)サービスの終了
- ①利用者の都合でサービスを終了する場合・・・文書でお申し出くださればいつでも解約できます。
 - ②センターの都合でサービスを終了する場合・・・人員不足等でやむを得ない事情により、サービスを終了させて頂く場合があります。
 - ③自動終了・・・以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。
 - ア 利用者がグループホーム等に入所した場合
 - イ 利用者の要支援認定区分が非該当(自立)又は要介護と認定されるなど、介護予防ケアマネジメントの対象者でなくなった場合
 - ウ サービス提供地域外に転居した場合
 - エ 利用者が死亡した場合
 - ④その他・・・利用者や家族等がセンターやセンターの介護予防ケアマネジメント担当職員に対して、相互の信頼関係を損壊する行為をし、その改善が見込めない場合は、文書で通知することにより1ヵ月の予告期間を置き、サービスを終了させて頂く場合があります。

■サービス内容 センターのサービスに関するご相談、苦情及び介護予防ケアプランに基づいて提供している各サービスについてのご相談・に関する苦情 苦情を承ります。

担当 小平市地域包括支援センター多摩済生ケアセンター
管理者(社会福祉士、介護支援専門員) 伊藤 高行 電話 042(349)2123

◇小平市等公共の相談・苦情窓口

小平市健康福祉部高齢者支援課地域支援担当 電話 042(346)9539 月～金 8:30～17:00
東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 電話 03(6238)0177 月～金 9:00～17:00

■事故発生時の対応

利用者の緊急時の連絡先に事故発生状況を連絡するとともに管理者に報告します。また、センターはサービスの提供に伴い、センターの責めに帰すべき事由により利用者等に賠償すべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとします。